

新規事業許可から事業開始までの流れ

【参考資料】

⑭ 適正化特別巡回指導

⑬の運輸開始後、6カ月以内に適正化指導員による巡回指導を受ける。書類確認でチェックした項目を再確認する。

【改正】

⑬の運輸開始後、1カ月〜3ヶ月以内に適正化指導員による特別巡回指導を実施。

⑬ 運輸開始届・運賃料金設定届

書類確認
「登記事項証明書(法人設立、目的や役員を変更した場合)」、「車検証(写)」、「任意保険加入証書(写)」、「運輸開始届出書の添付書類(明記)」

「労働保険関係成立届(写)」、「社会保険新規適用届(写)」

⑫ 事業開始

⑪ 車両登録・任意保険加入

【改正】
新たに報告様式(一般・特定)貨物自動車運送事業の運輸開始前の確認についてを定め、以下の書類を添付・確認の上、事業用自動車連絡書を交付する。
・運行管理者・整備管理者選任届(写)
・選任運転者の自動車運転免許証(写)
・社会保険等加入状況が分かる書類(労働保険関係成立届・社会保険新規適用届の写)

⑩ 事業用自動車連絡書の交付

⑨で選任届を出すと、緑ナンバーの登録に必要な事業用自動車連絡書が交付され、登録に必要な書類とともに車両を登録する。

⑨ 運行管理者・整備管理者の選任届

労働保険(労災保険、雇用保険)については管轄する労働局、社会保険(健康保険、厚生年金保険)については管轄の日本年金機構事務所で各々加入手続きを行う。(控)が発行される。

⑧ 社会保険・労働保険の加入手続

営業所・車庫・休憩睡眠施設の設置工事、車両の購入、従業員の採用・雇用契約の締結、各種帳簿・規程・掲示類の準備、就業規則や36協定の労基署への届出、運転者適性診断を受診。また、許可の際、条件付き通達が出ていれば対応。

⑦ 事業計画に基づく事業施設の整備

新規法人を設立する場合は法務局にて設立登記を行う。登記簿謄本が発行される。

⑥ 法人の設立登記

⑤の許可日から1カ月以内に登録免許税を日本銀行代理店、郵便局、または税務署で納付し、領収書を「登録免許届出書」に貼付け、運輸支局へ送付する。

⑤ 登録免許税(12万円)納付

①から3〜4カ月で許可証が交付される。この後、支局毎に開催される新規事業者向けの講習を受講する。

④ 許可証交付・新規事業者説明会

法令試験を受験し合格。

③ 法令試験

不備・不足点があれば事業者と支局担当でやり取りの上修正。

【改正】
許可に付す条件に、運輸開始前に運行管理者・整備管理者の選任届を提出する旨の条件を追加。(処理方針に明記)

② 許可申請書の審査

支局輸送担当に申請書を提出。

① 許可申請書の提出